

取引全般	
・債券貸借取引の法的位置付け	<p>債券貸借契約は諾成的消費貸借契約と位置付けられます。 債券貸借取引が諾成的消費貸借契約と位置付けられることから、取引実行日に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった場合にも諾成的消費貸借契約は有効に成立しており、取引決済日に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった場合には取引当事者間の契約関係は終了しないものと考えます。</p>
・「フェイル」の定義	<p>債券貸借取引において「フェイル」とは、日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「フェイルに関するガイドラインに記載されている取引慣行に準じ、債券の受け方が、その渡し方から、予定されていた取引実行日あるいは取引決済日が経過したにもかかわらず、貸借対象債券を引渡されていない状態をいいます。</p> <p style="text-align: right;">参照：RTGSガイドライン</p>
・「フェイル」の位置付け	<p>取引実行日あるいは取引決済日に貸借対象債券の引渡がなされていない債務不履行状態ではあるが、取引慣行上、契約書に基づく解除権の行使及び遅延損害金の請求を差し控えている状況と位置付けられます。なお、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」では、低金利下においては、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージを請求できるとしておりますが、この点は債券貸借取引に係るフェイルにおいても同じ取扱いとなります。</p> <p style="text-align: right;">参照：RTGSガイドライン</p>
・無担保債券貸借取引等非DVP取引について	<p>DVPを前提とする「フェイル」の適用範囲に無担保債券貸借取引及び代用有価証券担保付債券貸借取引等の非DVP取引は含まれないものとします。 但し、テクニカルな事由に起因した引渡不能の事態は現金担保付債券貸借取引と同様発生しうるものであり、安易な解除権行使等は市場の混乱を惹起する可能性があることを取引当事者は十分理解した上で行動するものとします。</p> <p style="text-align: right;">参照：RTGSガイドライン・ 3</p>
・決済金額の小口化	<p>日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「決済の円滑化に関するガイドライン、2. 決済金額の小口化の記載に基づき、債券貸借取引についても決済金額の小口化を図るものとします。</p> <p style="text-align: right;">参照：RTGSガイドライン・ 2</p>
・ネットティング	<p>日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「ネットティングに関するガイドライン」記載に基づき、債券貸借取引についても決済量圧縮の観点からネットティングを可能な限り図るものとします。</p> <p style="text-align: right;">参照：RTGSガイドライン・</p>

貸借料に係る実務	
<p>・貸借料の算出方式</p>	<p>個別取引の取引実行日に貸し手から借り手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(スタートフェイルの状況)であっても、貸借料算出方式には影響ないものとします。</p> <p>すなわち、付属覚書第2条第1項(1)号にいう「貸借期間」とは、個別取引の約定時に定めた取引実行日から取引決済日までをいい、当初予定の取引実行日または取引決済日に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルになった場合にも変更されないものとします。</p> <p>参照：基本契約書第3条・付属覚書第2条・フェイルに関する覚書第3条</p>
<p>・貸借料の算出方式</p>	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(エンドフェイルの状況)であっても、貸借料算出方式には影響ないものとします。</p> <p>すなわち、付属覚書第2条第1項(1)号にいう「貸借期間」とは、個別取引の約定時に定めた取引実行日から取引決済日までをいい、当初予定の取引実行日または取引決済日に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルになった場合にも変更されないものとします。</p> <p>参照：基本契約書第3条・付属覚書第2条・フェイルに関する覚書第3条</p>
<p>・貸借料の支払</p>	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券が引渡がなされずフェイルとなった場合(エンドフェイル)には、フェイルに関する覚書第3条に基づき、付属覚書第2条第2項の定めにかかわらず貸借料の支払は債券の引渡がなされた日に行なうこととします。</p> <p>但し、フェイルを受けた貸し手から借り手に対して貸借料を当初定めた取引決済日に請求することは妨げません。</p> <p>尚、現状の実務では、貸借料・金利についてDVP金額に含めて決済していますので、上記の貸し手から貸借料のみを取引決済日に請求することについては、実務負担と必要性を十分吟味の上行なうことが期待されます。</p> <p>参照：基本契約書第3条・付属覚書第2条・フェイルに関する覚書第3条</p>
<p>・無担保貸借債券取引等非DVP取引について</p>	<p>DVPを前提とする「フェイル」の適用範囲に無担保債券貸借取引及び代用有価証券担保付債券貸借取引等の非DVP取引は含まれないことから、フェイルがあった場合の貸借料の計算については両当事者の個別の合意に委ねられます。</p> <p>但し、テクニカルな事由に起因した引渡不能の事態は現金担保付債券貸借取引と同様発生しうるものであり、DVPを前提とする現金担保付債券貸借取引と同様のロジックで対応することが実務負担等を抑制することになるものと考えられます。</p>

担保金等の差入れに係る実務	
<p>・金利の算出方式</p>	<p>個別取引の取引実行日に貸し手から借り手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(スタートフェイルの状況)の反面として借り手から貸し手に担保金が受け渡されていない場合であっても、金利算出方式には影響ないものとします。</p> <p>すなわち、付属覚書第4条にいう「貸借期間」とは、個別取引の約定時に定めた取引実行日から取引決済日までをいい、当初予定の取引実行日または取引決済日に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった場合にも変更されないものとします。</p> <p>参照：基本契約書第5条・付属覚書第4条・フェイルに関する覚書第4条</p>
<p>・金利の算出方式</p>	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(エンドフェイルの状況)の反面として貸し手から借り手に担保金が受け渡されていない場合であっても、金利算出方式には影響ないものとします。</p> <p>すなわち、付属覚書第4条にいう「貸借期間」とは、個別取引の約定時に定めた取引実行日から取引決済日までをいい、当初予定の取引実行日または取引決済日に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった場合にも変更されないものとします。</p> <p>参照：基本契約書第5条・付属覚書第4条・フェイルに関する覚書第4条</p>
<p>・金利の支払</p>	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(エンドフェイルの状況)となった場合には、フェイルに関する覚書第4条に基づき金利の支払は別段の合意がない限り債券の引渡がなされた日に行なうこととなります。</p> <p>また、貸借料とは異なり、借り手から貸し手に対して金利を当初定めた取引決済日に請求することはできません。</p> <p>参照：基本契約書第5条・付属覚書第4条・フェイルに関する覚書第4条</p>

マージンコールに係る実務	
・取引実行日決済のマージンコール	<p>個別取引の取引実行日の前営業日に実施したマージンコールについては、個別取引の取引実行日に貸し手から借り手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(スタートフェイルの状況)となった場合にはマージンコールの決済は行なわないものとします。</p> <p>また、当該マージンコール分の決済がスタートフェイル判明前に既に行なわれていた場合には、既に受払済の当該マージンコールの金額を返済するものとします。</p> <p>参照：基本契約書第6条・付属覚書第5条・フェイルに関する覚書第8条</p>
・スタートフェイル中のマージンコール	<p>個別取引の取引実行日に貸し手から借り手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(スタートフェイルの状況)においてもマージンコールの前提となる値洗い計算は行なうものとします。</p> <p>また、フェイルの解消を前提として翌営業日決済予定のマージンコール請求を行なうことは可能です。但し、翌営業日に貸借対象債券の引渡がなされない時(スタートフェイルが解消しない時)は、当該請求は失効し、その決済は行なわないものとします。また、当該マージンコール分の決済が貸借対象債券の引渡がなされないことの判明前に既に行なわれていた場合には、既に受払済の当該マージンコールの金額を返済するものとします</p> <p>参照：基本契約書第6条・付属覚書第5条・フェイルに関する覚書第9条</p>
・スタートフェイル中のマージンコール	<p>上記の場合、債券の受渡時(スタートフェイル解消時)の決済については、前営業日に行使されたマージンコール分を加減した担保金相当額をDVPにて支払うという方法により、受払済のマージンコール金額の返済手続の発生を回避する対応も考えられます。</p> <p>他に方法としてはDVP金額は当初担保金とし、マージンコール相当額を別途貸借対象債券の引渡完了確認後に受払する方法も考えられます。</p> <p>参照：基本契約書第6条・付属覚書第5条・フェイルに関する覚書第9条</p>
・エンドフェイル中のマージンコール	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券が引渡がなされずフェイルとなった状況(エンドフェイルの状況)においては、基本契約書・付属覚書に基づくマージンコール請求は当初予定の取引決済日の2営業日前までとされていることから、マージンコール請求はできません。</p> <p>参照：基本契約書第6条・付属覚書第5条</p>
・エンドフェイル中のマージンコール	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券が引渡がなされずフェイルとなった状況(エンドフェイルの状況)において、上記の通りマージンコールは行いませんが、必要に応じて両当事者は貸借契約の存続を前提とした追加担保請求等を個別に合意することによりエクスポージャー調整を行なうことも対応として考えられ、リスク管理の観点からは、対応が可能となるようシステム対応等の態勢の整備を行うとともに、当事者間の合意により、追加担保請求等を行うことが推奨されます。</p> <p>参照：基本契約書第6条・付属覚書第5条</p>

償還金に係る実務		
	・インドフェイル期間中の償還金と償還時の利息	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券が引渡がなされずフェイルとなった状況(インドフェイル状況)の解消前に貸借対象債券が償還を迎えた場合、貸し手は本来受け取るべき償還金及び利息相当額を借り手に請求することとし、借り手は貸借対象債券に係る当初予定の取引決済日に受け渡されるべき金額を貸し手から受領することを条件として、償還金及び利息相当額を貸し手に支払うこととします。</p> <p>なお、インドフェイル状況の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の原約定は、この受払いをもって終了したものとします。</p> <p>参照：基本契約書第7条・RTGSガイドライン・フェイルに関する覚書第11条</p>
利息に係る実務		
	・インドフェイル期間中の利息 (償還に際しての利息については除く)	<p>個別取引の取引決済日に借り手から貸し手に貸借対象債券が引渡がなされずフェイルとなった状況(インドフェイル状況)の解消前に貸借対象債券に利息が発生した場合、貸し手は本来受け取るべき利息相当額を借り手に請求することとし、借り手は利息相当額を貸し手に支払うこととします。</p> <p>参照：基本契約書第8条・RTGSガイドライン・フェイルに関する覚書第12条</p>
解除に係る実務		
	・債務不履行による解除とフェイル	<p>債券貸借取引において、「フェイル」とは債券の受け方が、その渡し方から予定されていた取引実行日あるいは取引決済日が経過したにもかかわらず、貸借対象債券を引渡されていない状態であり、消費貸借契約上は両当事者の契約関係は成立あるいは継続しているものと考えられます。</p> <p>フェイルガイドラインに記載されている取引慣行は、両当事者の法律上の権利を制限するものではありませんが、安易な解除権行使等の法律上の権利行使は市場の混乱を惹起する可能性があることを取引当事者は十分理解した上で行動し、同取引慣行を極力尊重する姿勢が求められます。</p> <p>参照：RTGSガイドライン</p>
清算に係る実務		
	・解除による清算対象取引	<p>取引決済日に「フェイル」が発生しても消費貸借契約である債券貸借契約は終了しないことから、フェイル中に解除事由が発生した場合には、フェイル取引も一括清算の対象に含まれると考えられます。</p> <p>参照：基本契約書第11条・付属覚書第7条</p>
	・貸借対象債券の引渡前のエクスポージャー	<p>取引実行日の前営業日以前あるいは取引実行日に貸出者から借入者に対する貸借対象債券の引渡がなされない状態が継続している間に、基本契約書第10条により個別契約が解除された場合における基本契約書第11条第1項に定める(1)号(2)号の金額算出については、(1)号(2)号に定める「個別契約に係る貸借対象債券の解除された日の時価」と「個別契約に係る担保金等の解除された日の時価」の金額は同額とみなします。</p> <p>参照：基本契約書第10条・第11条・フェイルに関する覚書第10条</p>

取引終了に係る実務		
	<p>・スタートフェイル時の個別取引の終了</p>	<p>個別取引の取引実行日に貸し手から借り手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(スタートフェイルの状況)が21営業日継続した後、借入者はいつでも貸出者に書面による通知を発することにより、当該個別取引を終了させることができます。</p> <p style="text-align: right;">参照:フェイルに関する覚書第5条</p>
	<p>・スタートフェイルのまま取引決済日を迎えた時の個別取引の終了合意</p>	<p>個別取引の取引実行日に貸し手から借り手に貸借対象債券の引渡がなされずフェイルとなった状況(スタートフェイルの状況)のまま、取引決済日を迎えた場合には、両当事者は当該個別取引について取引決済日にて終了する合意をおこなったものとします。</p> <p style="text-align: right;">参照:フェイルに関する覚書第6条</p>

日本国債清算機関(以下JGBCC)を利用した取引	
<p>・JGBCCによる債務引受の対象とするか否かの確認</p>	<p>JGBCCの清算参加者間において、JGBCCの債務引受の対象となり得る個別債券貸借取引を行った場合には、約定時に、「JGBCCを利用しない」旨の別段の合意がない限り、JGBCCの債務引受の対象とする(JGBCCに対し、債務引受の申込を行う)ものとして取り扱うこととします。</p> <p>(注)JGBCCの清算参加者間で、JGBCCの債務引受条件を満たさない取引を行う場合には、約定時にその旨を確認することがよいでしょう。</p>
<p>・約定照会およびJGBCCに対する債務引受の申込のタイミング</p>	<p>JGBCCの清算参加者は、原則として約定日当日の午後6時30分までに、約定照会(証券保管振替機構が運営する決済照会システムにより行う照会処理。以下、約定照会)およびJGBCCに対する債務引受の申込を行うこととします。</p> <p>なお、JGBCCの清算参加者による約定照会およびJGBCCに対する債務引受けの申込については、何らかの事情により債務引受の申込を取り消す可能性があること、債務引受の申込を取り消すことができるのは、JGBCCが債務引受を行う前に限られることから、約定日の午後6時30分までに十分な時間的余裕をもって行うことがよいでしょう。</p>
<p>・約定日にJGBCCによる債務引受が行われなかった場合の取り扱い</p>	<p>JGBCCの清算参加者は、約定日にJGBCCによる債務引受が行われなかった場合(指図の未送信や照会不一致の場合、午後6時30分以後に照合される場合)には、約定時に別段の合意がない限り、債務引受(の申込)の日を翌営業日に順延することとして、指図の(再)送信等の必要な処理を行うこととします。</p> <p>また、個別債券貸借取引(の全部または一部)がJGBCCの債務引受条件を満たさなくなる場合には、約定時に別段の合意がない限り、当該個別債券貸借取引(の全部または一部)の決済を原取引当事者間でJGBCCを利用せずに行うこととします(注)。</p> <p>(注)具体例としては以下のような対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JGBCCに対する債務引受の申込みが取引実行日の前営業日の午後6時30分に間に合わなかったことによって、スタート取引の債務が引受けられなくなった場合には、スタート取引はJGBCCを利用せずに決済し、エンド取引および期中利金の受払はJGBCCを利用して決済する。 ・ JGBCCに対する債務引受の申込みが取引実行日の午後6時30分に間に合わなかったことによって、一切の債務が引受けられなくなった場合には、スタート取引、エンド取引および期中利金の受払はJGBCCを利用せずに決済する。

	<p>・JGBCCにより債務引受が行われた取引に対する「債券貸借取引に関する基本契約書」の各条項の適用について</p>	<p>JGBCCにより債務引受が行われた個別債券貸借取引については、債務引受の後、「債券貸借取引に関する基本契約書」の各条項(担保金等の授受、中途解約、個別契約の解除、一括清算、差引計算、遅延損害金等)に関する規定のほか、取引当事者間における特約に関する規定を含む)は適用されず、JGBCCのルール(業務方法書等)に従い処理することになります。</p>
	<p>・JGBCCによる債務引受が未了の取引に関するマージン・コールの取り扱い</p>	<p>取引実行日の2営業日前の午後6時30分時点で債務引受未了の個別債券貸借取引および取引実行日の前営業日の午後6時30分時点で債務引受未了の個別債券貸借取引は、翌営業日以降に債務引受されるまでの間、「債券貸借取引に関する基本契約書」上の取引として存続することとなります。しかしながら、このような取引について翌営業日のマージン・コールを行う時点においてJGBCCより債務認定結果通知を受信している場合には、特段の事象が発生しない限り、その日の午後6時30分に当該個別債券貸借取引がJGBCCに債務引受されることとなりますので、原取引当事者間でのマージン・コールを行わないことを推奨します(注1)。</p> <p>一方、同時点においてJGBCCより債務認定結果通知を受信していない場合には、原取引当事者間で当該個別債券貸借取引の取り扱いを協議することとします(注2)。</p> <p>(注1) なお、債務引受未了の個別債券貸借取引に関してマージン・コールを行う場合には、以下のとおりとすることが考えられます。</p> <p>(1) 取引実行日の2営業日前の午後6時30分時点で債務引受未了の個別債券貸借取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引実行日の前営業日の正午までに、原取引当事者間で当該個別債券貸借取引に係るマージン・コールを行う。 ・ 当該マージン・コールを行った場合について、取引実行日の前営業日の午後6時30分にJGBCCより当該個別債券貸借取引が債務引受されたときは、速やかに当該マージン・コールの取消し処理を行う。 <p>(2) 取引実行日の前営業日の午後6時30分時点で債務引受未了の個別債券貸借取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引実行日の正午までに、原取引当事者間で当該個別債券貸借取引に係るマージン・コールを行う。 ・ 当該マージン・コールを行った場合について、取引実行日の午後6時30分に当該個別債券貸借取引(エンド取引、期中利金の支払)が債務引受されたときは、速やかに当該マージン・コールの取消し処理を行う。 <p>(注2) 当該個別債券貸借取引の具体的な取り扱いとしては、JGBCCを利用する前提で、原取引当事者間で当該個別債券貸借取引に係るマージン・コールを行わない、JGBCCを利用しない前提で、原取引当事者間で当該個別債券貸借取引に係るマージン・コールを行う、JGBCCを利用する前提で、原取引当事者間で当該個別債券貸借取引に係るマージン・コールを行う、といった方法が考えられます。なお、の方法をとる場合には、(注1)のとおりとすることが考えられます。</p>

物価連動債の取引	
	<p>物価連動債を用いて債券貸借取引を行う場合、時価総額は次の算式により算出した金額で行うことがよいでしょう。</p> <p style="text-align: center;">時価総額 = 貸借数量 × 貸借対象債券の時価 × 連動係数 ÷ 100(円未満切り捨て)</p> <p>ここで、貸借数量は発行時の当初額面ベースの数値、時価は「売買参考統計値(平均値)」の「単価」に基づいて取引実行日または値洗い日翌営業日を基準として算出した価格(小数点以下第3位未満切り捨て)に取引実行日または値洗い日翌営業日までの経過利子(当初額面100%当たり、小数点以下第7位未満切り捨て)を加えた価格とします。連動係数は、「当該日に適用されるCPI ÷ 当初発行月の10日に適用されるCPI(基準CPI)[小数点以下第4位を四捨五入]」により算出された値をいいます。ここでCPIは、総務省発表の「全国消費者物価指数」(生鮮食品を除く総合指数)をいいます。</p>
<p>・時価総額の算出</p>	<p>・連動係数の適用</p> <p>連動係数としては、原則として時価を取得(計算)する日(受渡日)に適用される連動係数を用いるものとします。時価総額の算出に必要な連動係数は取引実行日または値洗い日翌営業日に適用される連動係数とします。ただし、先日付の受渡日においては連動係数が未定の場合も考えられることから、取引当事者が合意した場合には、諸規則等に抵触しない範囲内で当該合意に基づき当事者により決定されるものとします。</p>